

第 11 回 第 1 農地部会議事録

日 時 令和元年11月18日(月) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 太田 義政・2 田中 康章・3 田村 明・4 東海 光政
5 村澤 藤次・8 喜多 義幸・9 片岡 正春・10 牧野 礼吉
11 清水 喜代己・12 海野 要・13 内藤 正敏・19 草深 みつよ
21 坂野 大徹・23 川邊 千秋
以上 14名

欠席委員

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 太田 義政

事務局職員 藤井事務局長・竹田主査

総合支所 河芸：後藤副主幹 美里：倉田主事補 安濃：横井担当副主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 9 片岡 正春 ・ 10 牧野 礼吉

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(所有権移転)
報告第5号 買受適格証明願(公売)について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(賃貸借権)
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転・賃貸借権)
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定
について(別冊)

議 事 の 次 第

議 長 それでは第11回第1農地部会を開催させていただきます。
本日の欠席はございません。出席委員は14名です。
それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。
9番 片岡 正春委員、10番 牧野 礼吉委員よろしく申し上げます。
まず初めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から第5号
まで、事務局から一括して報告をお願いします。

事 務 局 まず、報告案件を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正
を1カ所お願いいたします。
4ページの報告第2号、番号6をご覧ください。
小計欄の上に記載されています_____ですが、記載誤りにより、現況地目
が田とあるのを雑種地と修正願います。

それでは、改めて報告案件の説明をさせていただきます。
議案書の1ページから2ページをお願いいたします。
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ございま
す。

番号1から9で、合計件数は9件、合計面積は23,645㎡で、すべて田
でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解
約したものです。

3ページから7ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ございま
す。

番号1から12で、合計件数は12件、合計面積は61,613.91㎡、
その内訳は田が53,447㎡、畑が8,166.91㎡、でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、現況地目が農地以外となっているところは、無断転用の可能性があり
ますので、届出人に対して指導しております。

8ページをお願いいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ござ
います。

番号1、住宅及び倉庫用地でございます。

以上、件数は1件、面積は畑で、52㎡でございます。

9ページから12ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について（所有権
移転）でございます。

番号1、一般個人住宅用地

番号2、分譲住宅及び道路用地

番号3、分譲住宅用地

番号4、駐車場用地

番号5、番号6 建売分譲住宅用地 番号7、分譲住宅用地
番号8、一般個人住宅用地 番号9、駐車場及び物置用地
番号10、工場用地 番号11、駐車場用地
番号12、資材置場及び駐車場用地でございます。

以上、件数は12件、合計面積は19,186.30㎡で、その内訳は田が16,714.30㎡、畑が2,472㎡、でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第5号 買受適格証明願（公売）について、でございます。

番号1、事務所及び車庫用地でございます。

これにつきましては、三重地方税管理回収機構が行う不動産公売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

以上、件数は1件、面積は畑で、17.75㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

議長 事務局より報告があったとおりでございますので、よろしくお祈りいたします。
それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、面積 13,738㎡、渡人 _____、面積 3,391㎡、申請地 一身田豊野つノ坪 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,527㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 神戸、受人 _____、面積 5,270㎡、渡人 _____、面積 2,783.61㎡、申請地 半田上出 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 6.61㎡ 外1筆、合計面積 220.61㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 神戸、受人 _____、面積 6,057㎡、渡人 _____、面積 1,161.86㎡、申請地 野田梁瀬 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 62㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号4、地区 橿形、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、面

積 944, 916㎡、渡人 _____、面積 2, 331㎡、申請地 安東町木若 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 355㎡ 外1筆、合計面積 2, 331㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号5、地区 高茶屋、受人 _____、面積 15, 508㎡、渡人 _____、面積 1, 102㎡、申請地 高茶屋小森町中山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 495㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号6、地区 高野尾、受人 _____、面積 14, 485㎡、渡人 _____、面積 1, 427㎡、申請地 高野尾町東豊久野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1, 014㎡ 外1筆、合計面積 1, 427㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため離農する渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

番号7、地区 上野、受人 _____、面積 10, 367㎡、渡人 _____、面積 1, 754㎡、申請地 河芸町上野八幡谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 376㎡ 外1筆、合計面積 1, 192㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望し申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 草生、受人 _____、面積 7, 245㎡、渡人 _____、面積 4, 613㎡、申請地 安濃町草生西相野 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 33㎡ 外2筆、合計面積 4, 095㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 村主、受人 _____、面積 5, 293㎡、渡人 _____、面積 5, 293㎡、申請地 安濃町今徳北出 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 928㎡ 外1筆、合計面積 4, 172㎡。

これにつきましては、受人は、 _____ をする渡人からの要望により、申請地を譲り受けるものです。

また、この後でご審議いただきます議案第4号番号7では、当案件に関連する、転用申請が同時に申請されています。

番号10、地区 村主、受人 農事組合法人 _____ 理事 _____、面積 940, 856㎡、渡人 _____、面積 5, 988㎡、申請地 安濃町前野大領 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1, 909㎡ 外2筆、合計面積 5, 145㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足のため営農縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号11、地区 明合、受人 _____、面積 7,419㎡、渡人 _____、面積 7,842㎡、申請地 安濃町戸島長澤_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 713㎡ 外1筆、合計面積 2,359㎡。

これにつきましては、受人は、渡人と自作地相互の交換のため、申請地を譲り受けるものです。

番号12、地区 明合、受人 _____、面積 7,842㎡、渡人 _____、面積 7,419㎡、申請地 安濃町戸島南川原_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,565㎡。

これにつきましては、受人は、渡人と自作地相互の交換のため、申請地を譲り受けるものです。

以上、件数は12件、合計面積は25,590.61㎡で、その内訳は田が23,031㎡、畑が2,559.61㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田。

田村委員 3番、田村です。11月14日に現地確認を行いました。地元推進委員も特に意見無く事務局説明通りです。

議 長 番号2、番号3 地区 神戸。

東海委員 4番、東海です。2番、3番、4番とも事務局説明通りです。

議 長 番号5、地区 高茶屋。

村澤委員 5番、村澤です。5番、別に何の問題もありません。

議 長 番号6、地区 高野尾。

田中委員 2番、田中です。11月11日に地元推進委員2名と共に現地確認を致しましたところ、別に問題ありません。その後、地元の農振協議会に案件を出しまして、何も問題が無かったということでした。

議 長 番号7、地区 上野。

喜多委員 8番、喜多です。地元推進委員と現場を確認したところ問題はなく、事務局の説明通りですので、よろしく申し上げます。

議 長	番号 8、地区 草生、及び番号 9、番号 10 地区 村主。
内藤委員	13番、内藤です。8番については、地元推進委員と11月8日に現地確認を実施したところ、何も問題ございません。9番、10番についても、地元推進委員と11月8日に現地確認したところ、何も問題ございません。
議 長	番号 11、番号 12 地区 明合。
内藤委員	13番、内藤です。担当委員である海野委員が、現地調査の際お休みでしたので、私が代わりに回らせていただきました。11番、12番は相互に交換するというので、地元推進委員と現地を調査したところ、特に問題ないということでした。
議 長	番号 1 から番号 12 について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第 1 号については、許可することに決定いたします。
議 長	次に議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。
事 務 局	16 ページをお願いいたします。 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。
	番号 1、地区 上野、受人 _____、面積 105,767 m ² 、渡人 _____、面積 8,165.61 m ² 、申請地 河芸町東千里東番場 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,011 m ² 。 これにつきましては、借人は貸人に要望し、5年間の賃貸借権を設定し、営農を拡大するものです。 以上、件数は1件、面積は、田で1,011 m ² でございます。 この案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号 1、地区 上野。
喜多委員	8番、喜多です。現場を地元推進委員と確認しましたが、問題ありません。事務局の説明の通りです。

議 長	番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可することに決定いたします。
議 長	次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
事 務 局	<p>17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。</p> <p>番号1、地区 新町、申請者 _____、申請地 南河路結縁寺_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 119㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を庭用地とするものですが、昭和47年頃より、既にこの目的で利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第3種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 神戸、申請者 _____、申請地 神戸曾根_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 37㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を敷地拡張した資材置場の土留めとして、ブロックを積むための用地とするものですが、平成3年頃より、既にこの目的で利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第1種農地と判断されますが、不許可の例外にあたる、敷地の拡張に該当するものだと考えています。</p> <p>番号3、地区 櫛形、申請者 _____、申請地 分部大谷_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積 1,049㎡ 外1筆、合計面積 1,199㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を植林用地とするものですが、昭和40年頃に亡き父が、転作の一環として杉を植林し、これまで山林として管理してきた旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号4、地区 雲林院、申請者 _____、申請地 芸濃町雲林院竹之内_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積 52㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を自己の住居が高台にあることから、住宅敷地の土留めとして、ブロックを積むための用地とするものですが、平成13年頃より、既にこの目的で利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。</p>

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積はすべて畑で、1,407㎡でございます。

いずれの案件につきまして、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 新町。

川邊委員 23番、川邊です。地元推進委員と確認しましたところ問題ないということでした。

議 長 番号2、地区 神戸、番号3、地区 櫛形。

東海委員 4番、東海です。番号2については、事務局と地元推進委員と現地確認を致しました。3番の櫛形は地元推進委員と川邊委員と事務局と現地確認を致しました。何ら問題はございませんでした。

議 長 番号4、地区 雲林院。

片岡委員 9番、片岡です。15日に現地確認しました。事務局の説明通り問題ないと思います。

議 長 番号1から番号4について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 一身田、受人 _____、渡人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、申請地 一身田豊野にノ坪_____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積 79㎡。

これにつきましては、受人は、遺言公正証書により指定された、遺言執行者である渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭用地とするものですが、平成13年頃より、既にこの目的で利用されてきた旨の始末書が提出されております

ことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 神戸、受人 _____、渡人 _____、申請地 神戸西ノ口 _____、台帳地目 田、現況地目 畑一部雑種地、面積 1,448 m²。

これにつきましては、申請地の近くで、自己が代表を務める土木工事業を営む受人が、渡人から申請地を譲り受け、申請地を資材置場及び作業車用駐車場用地とするものです。

なお、耕作条件の悪さから20年ほど前に畑として造成し、これまで果樹などを植えて管理してきましたが、5年ほど前に労力不足となってきたことから、除草作業の軽減になると思ひ、一部分に砕石を敷いた旨の始末書が提出されています。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安東、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 安東町神ノ木 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 720 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、392.83 m²、パネルの設置率は、転用面積の54.6%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 大里、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 大里川北町中尾 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 48 m² 外1筆、合計面積 1,767 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、659.10 m²、パネルの設置率は、不整形地であることから、転用面積の37.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大里、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 大里陸合町毛抜 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 753 m² 外1筆、合計面積 1,384 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、都市計画法第43条建築許可を取得した上で、申請地を飲食業の店舗用地とするものです。

なお、事業の敷地面積としては、隣接する宅地を含め、約1,990 m²となります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 上野、受人 _____、渡人 _____、申請地 河芸町西千里大谷 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積 1,160 m²。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、537.84 m²、パネルの設置率は、転用面積の46.

4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 村主、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町今徳中出_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積 128㎡。

これにつきましては、受人は、_____をする渡人からの要望により申請地を譲り受け、申請地を農業用倉庫用地とするものですが、昭和57年頃より、既にこの目的で利用している旨の始末書が提出されておりますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 村主、受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____ 外1社、渡人 _____、申請地 安濃町連部日焼_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 64㎡ 外1筆、合計面積 371㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、都市計画法第29条の許可を取得した上で、申請地を建売（分譲）住宅用地とするものです。

なお、事業の敷地面積としては、隣接する宅地等を含め、約4,800㎡となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町野口北興_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積757㎡の内352㎡ 外1筆、合計面積 979㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、454.40㎡、パネルの設置率は転用面積の46.4%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は9件、合計面積は8,036㎡、このうち田が5,082㎡、畑で2,954㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 一身田。

田村委員 3番、田村です。11月8日、地元推進委員と現地確認を行いました。事務局説明通りで特に問題ありません。

議 長 番号2、地区 神戸。

東海委員 4番、東海です。地元推進委員と事務局で現地確認いたしました。何ら問題は認められませんでした。

議 長 番号3、地区 安東。

川邊委員 23番、川邊です。地元推進委員と現場確認を致しました。現場近隣の所有者には連絡済みだそうです。自治会にも報告するよう要望しました。現場のほうは、問題ございません。

議 長 番号4、番号5 地区 大里。

草深委員 19番、草深です。11日に守山会長、太田部会長、田中委員さんと事務局の方と現場を確認していただきまして、4番の太陽光は宅地に近かったのもので、地権者さんにも連絡するようお願いしました。5番は、駐車場になるところが排水に問題があるかもしれませんでしたので、地元と協議し対応するよう依頼しました。他は特に何ら問題はありません。

議 長 番号6、地区 上野。

喜多委員 8番、喜多です。11日に会長、部会長に来ていただき、現地調査を実施しました。地元推進委員も特に問題ないとのことで、あとは事務局の説明通りです。

議 長 番号7、番号8 地区 村主。

内藤委員 13番、内藤です。地元推進委員と11月8日に現地確認いたしました。何も問題ございません。

議 長 番号9、地区 明合。

内藤委員 13番、内藤です。11月8日現場確認行いました。地元推進委員からは何も問題なしということでした。

議 長 番号1から番号9について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 19ページをお願いいたします。
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。

番号1、地区 明合、受人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、

渡人 _____、申請地 安濃町粟加粟加下_____、台帳地目・現況地目とも田、面積 3,086㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に賃貸借権を設定し、令和2年4月15日まで、申請地を砂利採取用地として一時転用しようとするものです。

農地区分は、農用区域に該当しますが、不許可の例外により一時転用が認められるものと判断されます。

以上、件数は1件、面積は田で、3,086㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 明合。

内藤委員 13番、内藤です。11月8日、守山会長、太田部会長、地元推進委員、事務局の方に来ていただいて現地調査を実施しました。何ら問題ないということでした。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事務局 20ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 安濃、受人兼借人 株式会社 _____ 代表取締役 _____、渡人兼貸人 _____ 外2名、申請地 安濃町内多宮ノ裏_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 401㎡ 外2筆、合計面積 1,605㎡。

これにつきましては、隣接する法人が3筆ある申請地を、地権者ごとに所有権移転と賃貸借権の設定により、同一事業内で従業員用駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は1件、面積は畑で、1,605㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、

許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安濃。

内藤委員 13番、内藤です。11月8日、守山会長、太田部会長、地元推進委員、事務局の方と現地確認を行いました。何ら問題はなく事務局の説明通りです。

議 長 番号1について、地元委員さんから、異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。

議 長 次に別冊でお配りしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。
事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で139,047㎡、契約件数は65件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で38,421㎡、契約件数は19件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で155,216㎡、畑の使用貸借で1,065㎡、契約件数は38件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で47,652㎡、畑の使用貸借で12,460㎡、契約件数は12件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で3,204㎡、契約件数は2件でございます。

香良洲地区につきましては、契約ございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて383,540㎡、畑の集積が、使用貸借のみで13,525㎡、合計契約件数は136件、合計

面積は397,065㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区20件、河芸地区9件、安濃地区21件、芸濃地区6件、美里地区1件で合計57件、合計面積は201,961㎡でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で41.9%、面積で50.9%となっております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

始めに、農業委員会等に関する法律、第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

まず、整理番号28についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号46、ほか2件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この3件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議長 次に、整理番号130、ほか3件についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この4件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号67についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号75についてです。
_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 この件について、いかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは議案第7号について、すべて適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上で、部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。
以上で第11回第1農地部会を終了いたします。

午前10時40分

上記は、第11回第1農地部会の議事を録したものである。

令和元年11月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____